

昭和40通商産業省令第51号
電気事業法施行規則

第1章 総則

第1条～第3条 略

第2章 電気事業

第1節 事業の許可等

第4条～第21条の3 略

第2節 業務

第22条～第47条の2

第3章 電気工作物

第1節 定義

(一般用電気工作物の範囲)

第48条 法第38条第1項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)第2条第1項に規定する火薬類(煙火を除く。)を製造する事業場
 - 二 鉱山保安施行規則(平成16年経済産業省令第96号)が適用される鉱山のうち、同令第1条第2項第八号に規定する石炭坑
- 2 法第38条第1項第一号の経済産業省令で定める電圧は、600ボルトとする。
- 3 法第38条第2項の経済産業省令で定める電圧は、600ボルトとする。
- 4 法第38条第2項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が20キロワット以上となるものを除く。
- 一 太陽電池発電設備であって出力20キロワット未満のもの
 - 二 風力発電設備であって出力20キロワット未満のもの
 - 三 水力発電設備であって出力20キロワット未満及び最大使用水量毎秒1立方メートル未満のもの(ダムを伴うものを除く。)
 - 四 内燃力を原動力とする火力発電設備であって出力10キロワット未満のもの
 - 五 燃料電池発電設備(固体高分子型又は固体酸化物型のものであって、燃料・改質系統設備の最高使用圧力が0.1メガパスカル(液体燃料を通ずる部分にあつては、1.0メガパスカル)

未満のものに限る。)であって出力10キロワット未満のもの

第2節 事業用電気工作物

第1款 技術基準への適合

第49条 略

第2款 自主的な保安

第50条～第61条 略

第2款の2 環境影響評価に関する特例

第61条の2～第61条の10 略

第3款 工事計画及び検査

第62条～第94条の8 略

第4款 承継

第95条 略

第3節 一般用電気工作物

第96条～第104条 略

第3章の2 土地等の使用

第104条の2～第104条の6 略

第4章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関

第1節 登録安全管理審査機関

第105条～第118条の2 略

第2節 指定試験機関

第119条～第126条 略

第3節 登録調査機関

第127条～第132条 略

第5章 雑則

第133条～第138条 略

附 則

略